

☆☆

1. 健康保険のあれこれ

公的健康保険のメリットは意外に知られていないものが多い。

一般的に病院などでの医療費が3割負担になるという程度のメリットしか思い浮かばない人も多く見受けられます。

そこで、公的健康保険の主なメリットを紹介致します。

*高額療養費

1ヶ月100万円の医療費がかかったと仮定して、その時の窓口負担金は3割負担で30万円になります。30万円払っても後に高額療養費の申請をすれば、212,570円が払い戻され、実際の自己負担額は87,430円となります。(一般所得者：標準報酬月額が53万円未満で、住民税非課税世帯でない場合)

高額療養費の制度は世帯合算でも、通院に関しても使えます。通院や世帯合算は70歳以上でも申請しない限り払い戻されません。

4月からは70歳未満でも原則、入院については高額医療費を引いた自己負担額だけ窓口で支払えば良くなります(事前に所得区分を示した認定証取得する必要があります)しかし、通院や世帯合算に関しては、これまで同様、基本的にすべての世代でいったん窓口負担分を払う仕組みが継続します。

払い戻しをするには申請をするという意識が必要となります。

*海外療養費

海外旅行に出かけ、旅行先で病気やケガをして、現地の医療機関にて治療を行い医療費を払った場合、日本国内で窓口負担が3割の人なら、日本での標準的な医療費に換算して治療費を算出し、その7割が後に払い戻されます。

対象は日本国内で保険診療が認められている医療行為。美容整形や差額ベッド代など、国内で健康保険が使えない医療はだめですが、一般的な病気やケガなら払い戻しが受けられます。

「診療内容明細書」と「領収明細書」を現地の医療機関に書いてもらい、帰国後に日本語に訳して公的保険の窓口へ提出することが必要となります。

ただ、現地ではいったん治療費全額を支払うことが必要だし、払い戻される金額はあくまで国内での標準的な医療費が基準となりますので、医療費の高い国などではかなりの自己負担が残る可能性も高くなります。

このために渡航先によっては別途、民間の「海外旅行保険」に加入しておいた方が安心となります。保険金が出て健康保険の海外療養費は減額されません。

* 傷病手当金

政府管掌と組合管掌健康保険には、病気やケガで働けなくなった場合、標準報酬日額の6割（4月からは2/3）を支給してくれる、「傷病手当金」という所得補償的な給付もあります。

連続して3日以上休んだ場合、4日目から支給される制度で最大1年6ヶ月にわたって保障されます。この制度は国民健康保険にはありません。

* 出産育児一時金・出産手当金

出産の場合には出産一時金として1児につき35万円がもらえます。双子の場合は2倍の一時金がもらえます。

死産や流産の場合も、妊娠85日以上なら、申請すれば支給されます。

また、産前42日と産後56日の間に休んだ期間は標準報酬日額の6割（4月から2/3）が支給される出産手当金という制度もあります。（国民健康保険には無し）

* 埋葬料

被保険者や家族が亡くなったときは申請すれば埋葬料5万円が受け取れます。

以上、公的健康保険の制度・仕組みをよく理解し十分に活用できることが、必要であり、民間の医療保険に頼り過ぎとにならないようにしたいものです。

ただし、国民健康保険制度に加入している人は、傷病手当など政府管掌・組合管掌健康保険加入者と比較して保障内容が劣りますので、民間医療保険や所得補償保険などをより多く自分で手当する必要性がでてきます。

2. 生保38社による保険金不払い

4月14日の各朝刊では大々的に生保の不払いの記事が載せられていました。

生命保険を取り扱う立場からして、大変残念なことと思います。

おかげさまで、当社取扱生命保険（1千件以上）において、今のところ報告されていませんが、今後の調査もあり予断を許さない状況となっています。

当社取扱生命保険において、なぜ今まで不払いが無いことを検証してみましたところ、最も不払いの多い医療保険において、不要な特約を付加していないことが挙げられます。不払い件数として最も多いのが「通院特約」となります。

医療保険の通院特約は、いわゆる通院のみには保障されず、入院後の通院だけしか給付対象とならないために、保障としての効果はさほど感じませんでした。

そのことを、契約時に説明をしていましたので、契約者の方々はほとんど「通院特約」の選択をしませんでした。

よって、当社取扱医療保険契約には、ほとんど通院特約は付いていない状況です。

結果的に不払いの対象となる特約の契約が少ないことが幸いしています。

生命保険は、生涯支払い保険料が最も安く、よりシンプルに提供する事が当社のポリシーとなっていますので、不要な特約は極力排除の方向で説明をしています。

今後、当社の取り組み（対策）の大きな柱として、まず不払いになりにくい契約を工夫する事。そして、保険金支払い時には、契約内容を精査して、支払い漏れとならないような、支払い時のコンサルティングスキルを高めることをお約束致します。

3. 藤井のセーフティドライブ

「5月は行楽の季節」

5月といえば大型連休ですね。山形はまさに五月晴れと新緑の季節。家族で楽しいドライブなどのスケジュールを入れられて楽しみにしている方もいらっしゃると思います。

この時期、遠出する方も多くなるために他県ナンバーの車も多くみられるようになるのも特徴ではないでしょうか。

こんな時、気をつけていただきたい事故は「居眠り運転」と「飛び出し事故」です。

居眠り運転は、長い間運転していたり、時間を有効活用しようと睡眠時間が少なかったりしている場合に、発生しやすくなります。

最近では「睡眠時無呼吸症候群」が原因で睡眠が非常に浅く、日中に強い眠気を催すこともあり、恒常的に居眠り運転状態の方もいるようです。

そのような居眠り運転にならないようにするには、睡眠不足になるような病的要素を治療・排除し、深酒をしないで、良質な睡眠を取るようになるのが1つ目。

2つ目は、長時間連続で運転をしないで、適度な時間で運転を休み、気分をリフレッシュする事も大切です。また、強い眠気が出てきたら、無理をせず、車を安全な所に停車させ、数分ほどの仮眠を取ることも有効です。

ただし、寝過ぎると逆効果となる場合もありますので、あくまで短時間の仮眠とした方がすっきり感が得られます。

第三者の居眠り運転からの防御法は、それらしき車に近寄らないことが一番です。

そして後方にいる場合もありますので、車を停止するときは、バックミラーで後ろを見ながら早めにブレーキをかけましょう。気づかないで後ろから衝突されると、むち打ち症などダメージが大きくなりがちです。

飛び出し事故の多くは、見通しの悪い脇道からの飛び出しです。

知らない道を走っていると、そこに道があることにも気づかないときがあります。

また見通しの悪い脇道があると知っているときは、法定速度以下であっても、スピードを落として通過するくらいの用心がほしいです。

次に、信号のない交差点でも「飛び出し事故」は起きやすいものです。

特に、あまり広くない道路と広い道路の交差点ですが、必ずしも広い道路が優先道路とは限らないので注意しましょう。

狭い道路の方が優先道路で、広い道路の方が一時停止の場合もよくあります。

車の運転において、自分自身の過去の価値観にとらわれすぎたり、思い込みが強すぎたりして大きな事故を誘発することもよくあります。

また、にわかに信じがたいのですが、お互いに見通しのよい、信号の無い交差点での大事故が非常に多く見受けられます。

同じ交差点に同程度のスピードで近づいてくる場合、お互いの車が、あたかも止まっているような錯覚に陥ることもあり、そのために、スピードを落とさずに交差点に進入してきます。その結果…

知らない土地に行ったら道路標識に注意するのはもちろん、よく知っている道路だからと安心していることもできません。

美しい新緑に目を奪われ、わき見運転をしたり、うきうきするのはほどほどにして、あくまで運転は慎重に。5月とはそんな季節とも言えるでしょうか。

